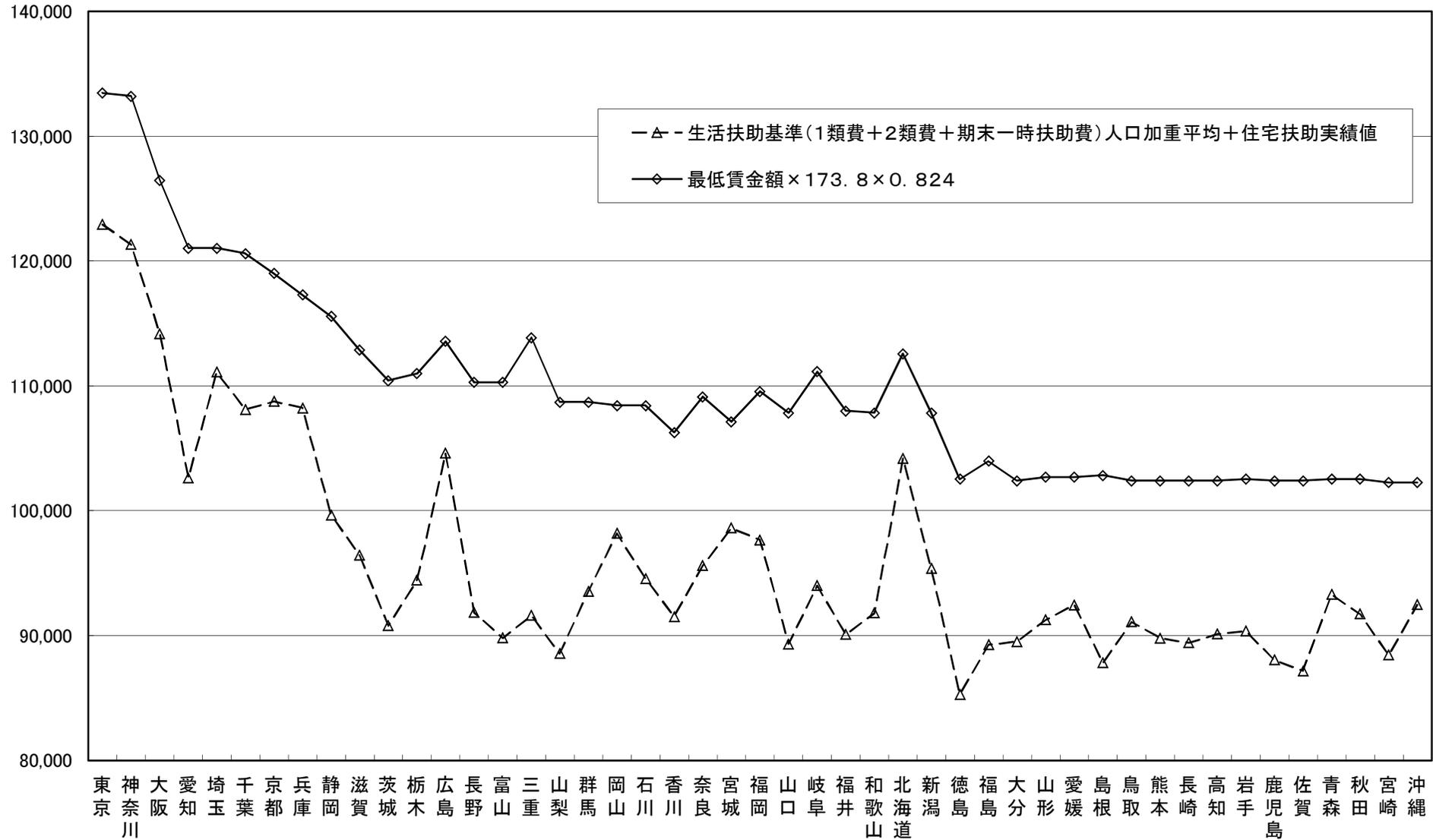


生活保護と最低賃金

生活保護(生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)+住宅扶助)と最低賃金

単位:円



注1)生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)は12~19歳単身である。

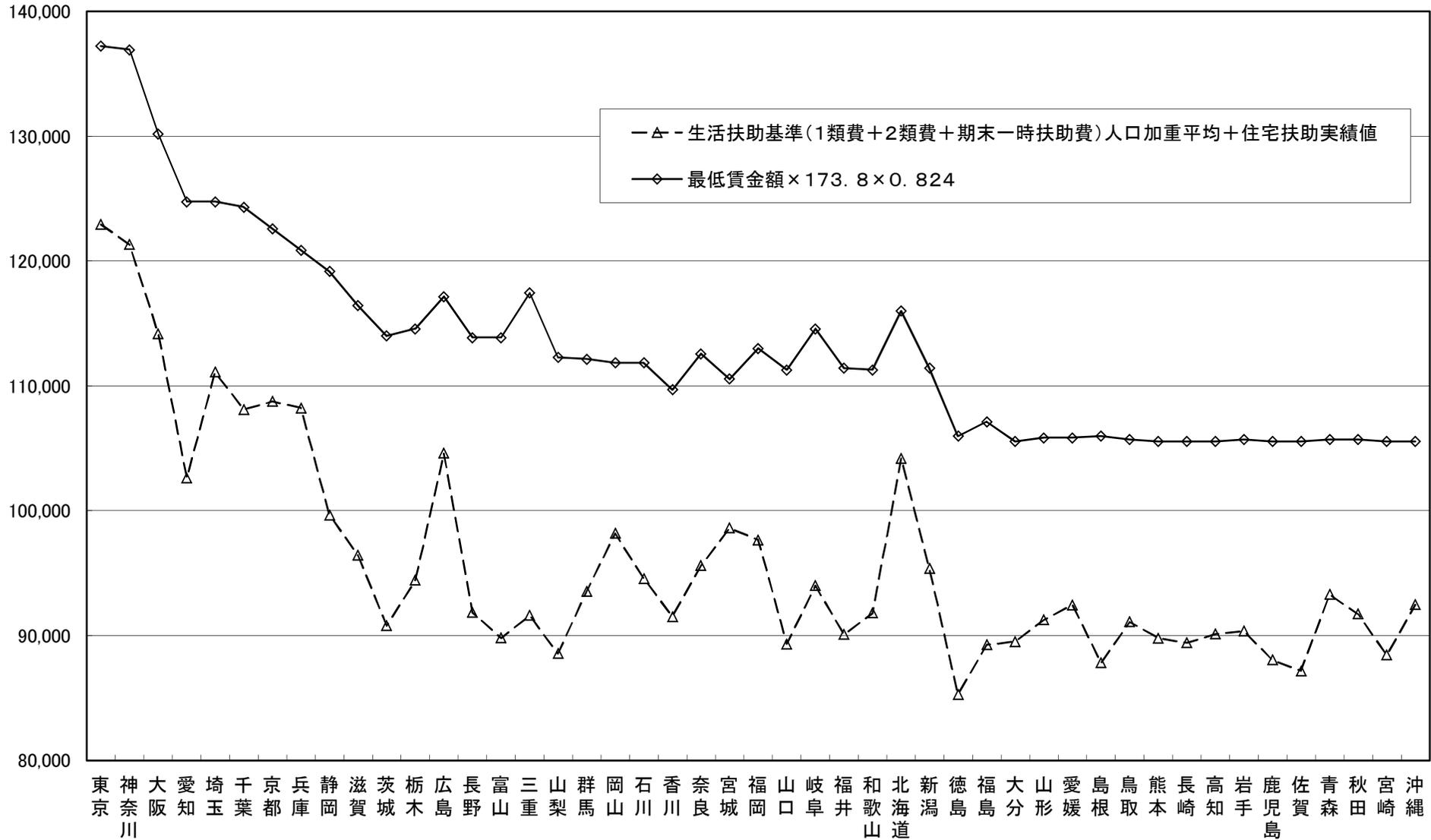
注2)生活扶助基準は冬季加算を含めて算出。

注3)生活保護のデータ、最低賃金のデータともに平成28年度のものである。ただし、住宅扶助の実績値は平成28年度の数値が未公表のため、平成27年度の実績値を使用している。

注4)0.824は時間額714円で月173.8時間働いた場合の平成28年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

生活保護(生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)+住宅扶助)と最低賃金

単位:円



注1)生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)は12~19歳単身である。

注2)生活扶助基準は冬季加算を含めて算出。

注3)生活保護のデータは平成28年度(ただし、住宅扶助の実績は平成28年度の実績が未公表のため、平成27年度の実績値を使用している。)、最低賃金のデータは平成29年度のもの。

注4)0.824は時間額714円で月173.8時間働いた場合の平成28年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

都道府県ごとの最低賃金と生活保護水準との乖離額変動の要因分析

	平成28年度 データに基 づく乖離額 (A)	平成29年度 地域別最低 賃金引上げ額 (B)	最新の 乖離額 (C) (=A-B)	昨年度の 目安小委で 示した乖離額 (D)	乖離の変動額			
					(E) (=C-D)	最低賃金の 引上げ による影響額 (e①)	可処分所得 比率が低下 (0.832→0.824) したことに よる影響額 (e②)	冬季加算の支給 月 見直しによる 影響額 (e③)
北海道	△59	24	△83	△73	△10	△24	8	7
青森	△65	22	△87	△79	△8	△22	7	7
岩手	△86	22	△108	△97	△11	△22	7	5
宮城	△60	24	△84	△71	△13	△24	7	4
秋田	△76	22	△98	△89	△9	△22	7	7
山形	△80	22	△102	△92	△10	△22	7	5
福島	△103	22	△125	△113	△12	△22	7	4
茨城	△138	25	△163	△144	△19	△25	7	0
栃木	△116	25	△141	△122	△19	△25	8	0
群馬	△106	24	△130	△113	△17	△24	7	0
埼玉	△70	26	△96	△77	△19	△26	8	0
千葉	△88	26	△114	△95	△19	△26	8	0
東京	△74	26	△100	△82	△18	△26	9	0
神奈川	△83	26	△109	△92	△17	△26	9	0
新潟	△88	25	△113	△99	△14	△25	7	5
富山	△143	25	△168	△154	△14	△25	7	4
石川	△97	24	△121	△107	△14	△24	7	4
福井	△126	24	△150	△135	△15	△24	7	4
山梨	△141	25	△166	△147	△19	△25	7	0
長野	△129	25	△154	△140	△14	△25	7	4
岐阜	△120	24	△144	△127	△17	△24	8	0
静岡	△112	25	△137	△118	△19	△25	8	0
愛知	△129	26	△155	△136	△19	△26	8	0
三重	△156	25	△181	△162	△19	△25	8	0
滋賀	△115	25	△140	△122	△18	△25	8	0
京都	△72	25	△97	△79	△18	△25	8	0
大阪	△86	26	△112	△94	△18	△26	9	0
兵庫	△64	25	△89	△71	△18	△25	8	0
奈良	△95	24	△119	△101	△18	△24	7	0
和歌山	△112	24	△136	△119	△17	△24	7	0
鳥取	△79	23	△102	△85	△17	△23	7	0
島根	△105	22	△127	△111	△16	△22	7	0
岡山	△72	24	△96	△79	△17	△24	7	0
広島	△63	25	△88	△70	△18	△25	8	0
山口	△130	24	△154	△136	△18	△24	7	0
徳島	△121	24	△145	△127	△18	△24	7	0
香川	△103	24	△127	△110	△17	△24	7	0
愛媛	△72	22	△94	△78	△16	△22	7	0
高知	△86	22	△108	△92	△16	△22	7	0
福岡	△84	24	△108	△90	△18	△24	7	0
佐賀	△107	22	△129	△113	△16	△22	7	0
長崎	△91	22	△113	△97	△16	△22	7	0
熊本	△88	22	△110	△95	△15	△22	7	0
大分	△90	22	△112	△96	△16	△22	7	0
宮崎	△97	23	△120	△103	△17	△23	7	0
鹿児島	△101	22	△123	△107	△16	△22	7	0
沖縄	△69	23	△92	△75	△17	△23	7	0

※1 最低賃金と生活保護水準の乖離額は、「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」の別紙1「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解」において用いられた考え方により算出。

※2 生活保護のデータのうち、住宅扶助の実績値は平成28年度の実績値が未公表のため、平成27年度の実績値を使用している。

※3 最低賃金と生活保護水準との乖離額を算出するには、月額を時間額に換算する際などに端数処理を行うため、必ずしもE=e①+e②+e③とならない。